

補装具費の支給

※平成25年4月から難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となりました。詳細については、家庭福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

区 分	障害者相談センターの 判定を要するもの	援護の実施機関限りで決定できるもの
新規交付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす（オーダーメイド）・電動車いす・重度障害者用意志伝達装置	1 盲人安全つえ・歩行補助つえ（一本杖を除く）・眼鏡・義眼・車いす（レディメイド）・歩行器 2 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具（児童に限る）
再交付	義肢・装具・座位保持装置・補聴器・車いす（オーダーメイド）・電動車いす・重度障害者用意志伝達装置であって、特に医学的判定を要するもの	(1) 1 盲人安全つえ・歩行補助つえ（一本杖を除く）・眼鏡・義眼・歩行器・車いす（レディメイド） 2 座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具（児童に限る） (2) 義肢・装具・座位保持装置・眼鏡・補聴器・車いす（オーダーメイド）・電動車いす・重度障害者用意志伝達装置であって、特に医学的判定を要しないもの
修 理	義肢・補聴器・車いす・電動車いす・重度障害者用意志伝達装置であって、特に医学的判定を要するもの	(1) 1 装具・座位保持装置・眼鏡・盲人安全つえ・歩行器・歩行補助つえ（一本杖を除く）・義眼 2 座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具（児童に限る） (2) 義肢・補聴器・車いす・電動車いす・重度障害者用意志伝達装置であって、特に医学的判定を要しないもの